



TOKYO CONSULTING FIRM PHILIPPINE BRANCH

Unit 801, 8th Floor, Bank of Makati Building, Ayala Ave. Extension Cor.
Metropolitan Avenue, Makati City

2019 NOVEMBER

フィリピンニュースレター

2019 年 11 月号

Tokyo Consulting Firm Philippine Branch

奥墨愛美

平素よりご愛読いただき、誠にありがとうございます。

Tokyo Consulting Firm Philippine Branch の奥墨愛美と申します。

今回のトピックは

「税制改革第2弾！CITIRA」

についてです。

外資企業から高い評価を得てきたフィリピンの税制優遇措置を、来年の2020年1月から抜本的に見直す CITIRA という法案が下院を通過しました。今後、上院審議での変更、時間切れによる廃案といった展開も考えられますが、仮に下院案がそのまま実現した場合、法人税は段階的に低減しますが、現行の税制優遇措置は最長でも5年以内に打ち切られます。また、PEZA（経済区庁）を通じて税金を一括納付していた輸出企業は、複数の税務当局に直接納税することになり、納税の煩雑化が懸念されます。新たな優遇税制措置は、「SIPP（戦略的投資優先計画）」に含まれる業種が適用対象となります。例えば電気・電子、自動車をはじめ、建築、社会福祉サービスなど非常に幅広いです。

さらに、フィリピンではこれまで PEZA や BOI（投資委員会）など14の投資誘致機関がそれぞれ独自の支援メニューで投資を誘致してきましたが、CITIRAにより優遇税制措置は財





TOKYO CONSULTING FIRM PHILIPPINE BRANCH

Unit 801, 8th Floor, Bank of Makati Building, Ayala Ave. Extension Cor.

Metropolitan Avenue, Makati City

務省の基で管理されることになります。

◎CITIRA（法人所得税およびインセンティブ合理化法）の概要

下記の図が現行の優遇税制と CITIRA の比較表です。

項目	現行	CITIRA
法人所得税率	30%	30%→20%（2021～2029年に毎年1%ずつ削減）
法人所得税減免措置適用期間（ITH）	【PEZA・BOI】事業登録後4～8年は免除	5年を上限に満了期間まで
ITH終了後に適用された特別税率期間	【PEZA】恒久的に総所得の5% 【BOI】なし	・適用実績が10年を超える事業はさらに2年まで ・適用実績が5～10年の事業はさらに3年まで ・適用実績が5年未満の事業はさらに5年まで
付加価値税（VAT）	輸出額が売上高の70%以上の企業：0%賦課	輸出額が売上高の90%以上の企業：輸入に伴う付加価値税を免除 国内調達に伴う付加価値税は0%賦課
関税	設備や原材料の輸入関税を免除	登録企業が登録事業に使う設備や原材料の輸入関税は最長5年まで免除

◎TRABAHO と CITIRA の違いについて

TRABAHO、CITIRA 共に輸出加工型の製造業や IT-BPM（ビジネス・プロセス・マネジメント）産業の外資系企業が 3,000 社以上入居するフィリピン経済特区庁（PEZA）管轄の経済特区に適用されている、税制優遇制度の抜本的見直しに関するものです。

TRABAHO は Tax Reform for Attracting Better and High-Quality Opportunity の略で、「機会創出のための税制改革」という名称となっています。2018 年 9 月に下院を通過したものの、2018 年 1 月に成立した税制改革第 1 弾法案「TRAIN」による各種物品税の増税などの影響もあり、インフレが加速したことを理由に上院が反対し、2019 年 6 月上旬に閉会した第 17 次国会会期中には成立しなかった法案です。

投資促進機関（IPA:Investment Promotion Agencies）が企業に付与する法人税免除措置（ITH:Income Tax Holiday）の上限を 5～7 年に統一するほか、ITH 終了後、法人所得税





TOKYO CONSULTING FIRM PHILIPPINE BRANCH

Unit 801, 8th Floor, Bank of Makati Building, Ayala Ave. Extension Cor.
Metropolitan Avenue, Makati City

免除後に適用される特別税率は、適用実績が10年を超える事業はさらに7年まで、適用実績が5～10年の事業はさらに10年まで、適用実績が5年未満の事業はさらに15年までとなっております。

TRABAHO の最有力の法案(HB8083号)では、法人所得税率について2021年1月から28%に引き下げ、その後、2年毎に2%ずつ引き下げ、2029年1月には20%とする内容です。

一方、CITIRA とは Corporate Income Tax and Incentives Rationalization Act/法人所得税及びインセンティブ合理化法と呼ばれ、ITH の上限は5年となり、その後に適用される特別税率は、適用実績が10年を超える事業はさらに2年まで、適用実績が5～10年の事業はさらに3年まで、適用実績が5年未満の事業はさらに5年までとなります。また、特別税率期間終了後は、特別税率が撤廃されます。法人所得税率は2021～2029年に毎年1%ずつ削減されていく予定です。

	TRABAHO	CITIRA
法人所得税率	2021年 28% 2023年 26% 2023年 26% 2025年 24% 2027年 22% 2029年 20%	2021年 28% 2022年 27% 2023年 26% 2024年 25% 2025年 24% 2026年 23% 2027年 22% 2028年 21% 2029年 20%
ITHの上限	5～7年	5年
ITH終了後の特別税率適用期間	10年以上：7年間 5～9年：10年間 5年未満：15年間	10年以上：2年間 5～9年：3年間 5年未満：5年間





TOKYO CONSULTING FIRM PHILIPPINE BRANCH

Unit 801, 8th Floor, Bank of Makati Building, Ayala Ave. Extension Cor.
Metropolitan Avenue, Makati City

◎CITIRA が与える影響とは？

まず、輸出企業の税負担増加が懸念されます。法人所得税自体は2年ごとに段階的に低減していきませんが、例えば、IBPAP (Information Technology and Business Processing Association of the Philippines/IT を活用したアウトソーシングビジネスの業界団体) は、この制度改正で税負担が現行の1.7倍になると指摘しています。

次に、輸出企業の税務に関する内容ですが、今まで PEZA の輸出企業は PEZA を通じて税金を一括納付していました。しかし制度改定後は、国、州、市町へ直接、納税することになるため、各税務当局の担当官との調整に要する時間とコストが増えます。これまで免除されていた関税についても、5年の免税期間を過ぎると、税関との調整が新たに発生します。

CITIRA 法案では外資企業に対する負の影響がフィーチャーされていますが、ここで正の影響にも触れておきたいと思います。今回の CITIRA 法案によって法人税が今後20%まで減少していくことに関して、あらゆる国、業種において魅力であることは言うまでもありません。ASEAN においては最も高い法人税率を定めていたフィリピンですが、20%にまでなればシンガポールに次いで第二位の低さです。タイ、ベトナムといった ASEAN でも昨今目覚ましいブームの起きた国は、いずれも法人税が20%であったことが魅力の一つとして挙げられています。

更に、現行の優遇税制である、ITH 後の特別税率についても、ケース1、ケース2の二種類の例を用意致しました。

PEZA 製造業の企業で、売上高1億ペソの企業をベースに、製造業(中小企業)の平均利益率を下記として考えてみましょう。

売上総利益率：約25%

税引前利益率：約4%

<ケース1 PEZA>

売上総利益 = 25,000,000 ペソ (100,000,000 × 25%)

課税額 = 1,250,000 ペソ (25,000,000 × 5%)

<ケース2 Non-PEZA>

税引前利益率 = 4,000,000 ペソ (100,000,000 × 4%)

課税額 = 1,200,000 ペソ (4,000,000 × 30%)





TOKYO CONSULTING FIRM PHILIPPINE BRANCH

Unit 801, 8th Floor, Bank of Makati Building, Ayala Ave. Extension Cor.
Metropolitan Avenue, Makati City

以上を比較すると、Non-PEZA 企業の納税額の方が少ないことがうかがえます。もちろんどのような企業にも当てはまるケースではないので一概にまとめることはできませんが、このように PEZA 特別税率の恩恵をあまり感じていない企業が一定多数存在する、というのもまた事実です。更に、法人税率が 20%まで低減されるとしたら、その納税額にかなり正の影響を与えることが予想できるのではないのでしょうか。

CITIRA 法案では現行の優遇措置撤廃が主にとりざたされ、特に PEZA 製造業の方々に多大なる負担を強いる側面がございます。このことから、外資企業の物作りビジネスが衰退していくことが予想され、今後 IT を中心としたサービス業が台頭していく、もしくはすでにその頭角を現してきていると言えます。輸出型ビジネスだけでなく国内マーケットへの販売にシフトされていくことでしょう。

ITH 後特別税率が撤廃され法人税率が 20%まで低減すること自体は、ともするとネガティブなイメージとして捉えてしまいがちですが、フィリピン経済にとって、PEZA に該当しないような業種の企業の誘致につながるだけでなく、国内企業の税負担緩和により包括的な競争力の向上も期待できるため、市場規模自体が拡大していくのではないだろうか、といった視点も必要なのかもしれない。

本ニュースレターでは税制改革第 2 弾、CITIRA についてお伝えして参りました。税制改革は第 4 弾まで予定されているため、今後のフィリピンビジネスにおいてご相談等ございましたらお気軽に下記アドレスまでご連絡ください。

以上、最後までお読みいただき誠にありがとうございました。





TOKYO CONSULTING FIRM PHILIPPINE BRANCH

Unit 801, 8th Floor, Bank of Makati Building, Ayala Ave. Extension Cor.
Metropolitan Avenue, Makati City

大橋 聖也 (Seiya Ohashi) マニラ代表

上原 陵 (Ryo Uehara) セブ代表

Phone : + 63-2-869-5806 /5807 /5809 (マニラ) + 63-32-260-8715 (セブ)

Email : ohashi.seiya@tokyoconsultinggroup.com

uehara.ryo@tokyoconsultinggroup.com

Address: Unit 801, 8th Floor, Bank of Makati Building, Ayala Ave. Extension Cor. Metropolitan Avenue,
Makati City (マニラ)

Unit 305, Keppel Center, Cebu Business Park, Cebu City (セブ)



WIKI INVESTMENT
Key Emerging Markets

24時間無料登録



海外進出の必携書

『海外投資の赤本シリーズ』

(TCG出版)

待望のデータベース化

最新情報に対応

30カ国掲載

アクセスは↓から!

<http://www.wiki-investment.com>

